

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

(令和7年9月～令和8年8月分)



丹波市教育委員会

丹波市では、お子さまが小・中学校に通学されるうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費などを援助する就学援助制度を行っています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

現在、就学援助を受けている方も、改めて申請が必要です。

【援助の対象となる方】

丹波市内に住所があり丹波市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当される方

(1) 生活保護を受給されている方

(2) 前記(1)に準ずるもので、次の各号のいずれかに該当する方

(ア) 児童扶養手当を受給されている方

(イ) 令和6年1月～令和6年12月の世帯全員の所得の合計額が下記の基準金額以下である方

世帯構成 人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	2,145,000 円以下	2,746,000 円以下	3,098,000 円以下	3,364,000 円以下	≪1人につき加算額 443,000 円≫ 3,364,000 円+(443,000 円×追加人数)

※「給与所得の源泉徴収票」の所得金額は、給与所得控除後の金額です。

・住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

※就学援助の認定(令和7年9月～令和8年8月分)については、世帯全員の令和7年度(令和6年1月から12月まで)所得の合計金額により審査します。

(ウ) その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある場合

- ① 生計維持者の死亡または長期療養等(証明書が添付できない私的な理由は対象外)により今年度の所得が上記基準額以下となる見込みである
- ② DVなどの特別な事情で住民票は他市にあるが丹波市に居住しており、上記(ア)又は(イ)に該当する

※申請については事前に教育総務課学事係までご相談ください。

【認定期間】

今回の申請により、令和7年9月～令和8年8月まで認定されます(中学3年生は令和8年3月まで)。ただし、認定期間内であっても世帯状況の変更等により申請該当項目にあてはまらなくなった場合は、認定を取消します。

【申請のながれ】

援助を希望される方は、「児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票(令和7年9月～令和8年8月分)」をお渡しいたしますので、学校にお申し出ください。(1枚の申請書にご兄弟の分を記入いただけます。お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校にお申し出ください。)

- ① 児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票に必要事項を記入してください。
- ② 児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票に記載の添付書類を確認の上、提出期限までに学校へ提出してください。
- ③ 審査の結果については、学校を通じて7月中に保護者のみなさまへ通知します。

裏面に続きます。必ずお読みください。

【援助の内容】

※令和8年4月以降は変更となる場合があります。

援助の種類	対象者	援助の内容等
学用品費等	認定された方全員 ※援助の金額は、4月～3月の年額です。年度途中で認定の場合は月割となります。	小学校1年生 11,630 円 小学校1年生以外 13,900 円 中学校1年生 22,730 円 中学校1年生以外 25,000 円
新入学用品費 (令和8年度 新入生)	令和8年4月1日に新たに認定された小学校1年生、中学校1年生(前年度に新入学準備金の支給又は他市町村にて同様の費目の支給を受けた場合を除く。)	小学校1年生 57,060 円 中学校1年生 63,000 円
校外活動費	校外活動実施前までに認定された方	校外活動に必要な交通費・見学の料の一部
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費 (一部対象にならない経費があります)
医療費	トラコーマ・結膜炎・白せん(水虫)・膿かしん(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(ちくのう)・アデノイド(咽頭扁桃増殖症)・う歯(むし歯)・寄生虫病(シラミは対象外)の治療をされる方	≪生活保護を受給されている方≫ 総医療費を医療機関に直接支払います。 ≪生活保護を受給されていない方≫ 乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度の利用を優先とします。
交通安全対策費	令和8年4月1日に認定されている中学生	自転車損害賠償保険加入に係る経費 中学校1年生～中学校3年生 1,000 円 通学用ヘルメット購入に係る経費 中学校1年生 1,000 円
中学校新入学準備金	令和8年1月1日に認定されている小学6年生	小学校6年生 63,000 円

※学校給食費は、小学校の就学援助対象児童及び中学生について無償です。
就学援助費からの支給はありません。

- ・生活保護を受給されている方は、修学旅行費・医療費・交通安全対策費のみ援助します。
- ・小学校新入学準備金については別途申請が必要です。就学時健康診断通知の送付時(10月初旬)に、『小学校新入学準備金(就学援助)のお知らせ』を同封し、ご案内します。

【提出期限】 令和7年6月20日(金)

締切日以降の申請もできますが、申請書が届いた日からの認定となり、援助の種類によっては受給できないものもありますのでご注意ください。

【提出先】 お子さまが通学されている学校

お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校に提出してください。

【お問合せ先】 丹波市教育委員会 教育総務課 学事係
TEL 0795-70-0880